

恩納村低所得世帯支援給付金

申請期限 令和7年 **7月31日(木) ※必着**

申請期限が近づいてきています。手続きがお済みでない方は、お早めの申請をお願いいたします。期限を過ぎると給付を受けられません!

【対象世帯】

- 令和6年12月13日(基準日)において恩納村に住民登録がある
- 世帯全員が令和6年度住民税非課税

【支給額】

- 1世帯あたり3万円
- 18歳以下の児童1人あたり2万円を加算

給付金を装った詐欺にご注意ください!

職員が、現金自動預払機(ATM)の操作をお願いしたり、給付のために手数料の振り込みを求めることはありません。

不審な電話や郵便物等については、消費生活センターや警察署などにご連絡ください。

お問い合わせ:総務課 ☎966-1200

戸籍にフリガナが記載されます

令和7年5月26日に、戸籍に氏名のフリガナを記載する制度が始まりました。

なお、この制度開始後に出生や帰化等により、初めて戸籍に記載される者については、下記の手続きによらず、出生届や帰化届等の届出時に併せてそのフリガナを届け出ることとなります。

詳しくは
恩納村HPまで



コセキツネ

フリガナが記載されるまで

本籍地の市区町村長からの通知(はがきタイプ)を確認(恩納村は8月頃を予定)

■フリガナが正しい場合

→届出は不要です。令和8年5月26日以降に通知の通り戸籍に記載されます。

■フリガナが誤っている場合

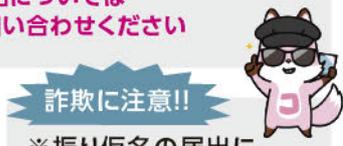
→令和8年5月25日までに振り仮名の届出をお願いします。

届出を行うことで正しい振り仮名が戸籍に記載されます。

届出方法:市区町村窓口や郵送、マイナポータルからのオンライン

届出人:氏については原則筆頭者。名については原則各人。

※筆頭者が除籍になっている場合や、15歳未満の届出については届出人が異なる場合がありますので、下記までお問い合わせください



詐欺に注意!!

※振り仮名の届出に
手数料はかかりません

※届出をしなくても
罰則はありません

フリガナの制度・届出について法務省
コールセンター
0570-05-0310

オンライン申請について
マイナンバーカード
総合フリーダイヤル
0120-95-0178

個別のお問い合わせ等
恩納村役場
村民課
098-966-1205